

田中允議員に対する議員辞職勧告決議

筑紫野市議会においては、令和6年3月29日に「筑紫野市議会ハラスメント防止条例」を制定し、ハラスメントの防止に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意した。

また、筑紫野市政治倫理条例では、議員が順守しなければならない政治倫理基準に、市民全体の代表として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むことが規定されている。

令和6年6月、田中允議員の行為について、複数議員からハラスメントに関する苦情申立書が提出されたため、議会運営委員会が事実関係の調査及び確認を行った。その結果、議員に対するパワーハラスメント及びセクシャルハラスメント行為に該当すると判断せざるを得ないことから、令和6年11月、議長から田中允議員に対し、文書による注意が行われた。この際、田中允議員は謝罪を求めた議員に謝罪し、注意の内容を認めたところである。

しかしながら、本件に関する報道各社に対する田中允議員の発言は、議長による注意とその内容を否定しただけでなく、筑紫野市及び筑紫野市議会の品位と名誉を著しく傷つけたものであり、田中允議員は市民の負託を受けた市議会議員としての資質に欠けると言わざるを得ない。

よって、筑紫野市議会は、田中允議員に対し、自らの意思により、直ちに市議会議員の職を辞するように勧告する。